表中

五八二	五〇三
一、五八五	二、七〇〇
九三	五二七
二五五、八二三	二四七、七一七
五五、四〇九	五四、二五二
二四、一七三	二四、七四八
四二、二五二	四四、一七〇
二五、〇五三	二八、一八八
一五、一六二	一五、三四八
八二、二九〇	七九、九四五
二二一、一四〇	二二二、五八三
二三、〇三九	二三、七三〇
五一三、〇四八	四九九、五九九
一七、八一一	一六、九一二
四五〇、三八一	四五八、一九九
八一、二〇〇	八〇、七一九
四、九九四	五、七六二
七三、〇八二	七五、一四七
四二、六四三	四七、八八九
七三、二八四	七〇、六四一
一九三、三八八	一四八、〇四七
一九八、一四三	一七四、二三三

を

に改める。

○国土交通省告示第三百六十一号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第五項の規定により、次の表のとおり区間を指定するので、同条第六項において準用する同条第四項及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第三条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

表一　石狩川水系

名称	区間	
	上流端	下流端
丘珠藤木川	左岸　札幌市東区丘珠町四百九十九番百九十四地先 右岸　同市同区伏古十四条三丁目八百七十七番九地先	雁来新川への合流点
藤野沢川	左岸　札幌市南区藤野五条三丁目四百二十九番一地先 右岸　同市同区藤野五条二丁目四百二十六番一地先	豊平川への合流点

表二　安倍川水系

名称	区間	
	上流端	下流端
秋山川	静岡市葵区松富上組字茶臼千百三十二番二地先の県道橋	安倍川への合流点

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百六十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川及び海岸）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

天塩川水系の項中、剣淵川の項の次に次の項を加える。

支川　風連別川　左岸　北海道名寄市風連町字東風連千二百八十二番地先から幹川合流点まで
　　右岸　北海道名寄市風連町字東風連千二百八十二番地先から幹川合流点まで

○国土交通省告示第三百六十三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成十六年国土交通省告示第千五百号）の全部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第一章　総則
第二章　個人情報の利用目的
第三章　個人情報の取得
第四章　個人データの管理
第五章　個人データの第三者提供
第六章　保有個人データの開示等
第七章　苦情の処理
第八章　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第九章　雑則
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条に基づき、また、法第七条第一項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成十六年四月閣議決定。平成二十年四月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、国土交通省が所管する分野及び法第三十六条第一項ただし書により国土交通大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「国土交通省所管分野」という。）における事業者等（以下「国土交通省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。